

国立大学法人和歌山大学放射線障害防止管理規程

制 定 平成10年 3月10日

最終改正 令和 5年 3月29日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における放射線障害の発生を防止し、安全を確保するため、放射線の取扱い及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、放射線とは、エックス線のことをいう。

2 この規程において、放射線発生装置（以下「装置」という。）とは、エックス線を発生させる装置及び定格加速電圧が100キロボルト以上の電子顕微鏡をいう。

3 この規程において、放射線業務とは、装置の使用又は検査をいう。

4 この規程において、取扱者とは、本学において放射線業務に従事するすべての者（学生等を含む。）をいう。

5 この規程において、部局とは学部等、基幹、機構及び附属機関をいう

(組織)

第3条 本学における放射線障害防止に関する組織は、国立大学法人和歌山大学安全衛生管理規則を準用する。

(学長の職務)

第4条 学長は本学における放射線障害防止に関する業務を総括し、管理する。

(委員会)

第5条 放射線障害の防止に関する必要事項の審議は、国立大学法人和歌山大学安全衛生委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(放射線作業主任者等)

第6条 放射線作業主任者（以下「主任者」という。）は、放射線障害防止のため、電離放射線障害防止規則（昭和47年9月30日労働省令第41号）（以下「電離則」という。）に定めるほか、次の業務を行う。

- (1) 規則に基づく申請・届出・報告及びその事務手続
- (2) 立入検査等の立ち会い
- (3) 関係者への助言・勧告・指示
- (4) 装置の異常及び事故の原因究明
- (5) 学長に対する意見の具申
- (6) 部局の長への必要事項の報告
- (7) 装置の使用状況・施設・書類・帳簿等の監査
- (8) 教育訓練の立案・実施・記録
- (9) 取扱者の登録に関する事務
- (10) 取扱者の健康診断の立案と実施
- (11) 取扱者の健康診断及び被曝に関する記録の管理及び本人への通知
- (12) 取扱者として登録された者の記録の管理
- (13) 装置・施設の点検・保守の実施と記録の管理

放射線障害防止管理規程

(14) その他、放射線障害防止に関して必要な事項

- 2 放射線作業副主任者（以下「副主任者」という。）は、主任者が旅行、病気などにより職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。
- 3 主任者及び副主任者は、本学教職員のうち、放射線取扱主任者免状又はエックス線作業主任者免許を有する者の中から学長が各1名を選任する。

（放射線使用責任者）

第7条 放射線使用責任者（以下「使用責任者」という。）は、次の業務を行う。

- (1) 装置の維持管理
- (2) 6月を超えない期間ごとに1回の装置の点検（以下「定期点検」という。）及びその結果の主任者への報告
- (3) 装置の取扱いに関する指導
- (4) 装置の使用に際し、障害防止のための措置の徹底

2 使用責任者は、装置毎に学長を選任する。

（装置の設置及び維持管理）

第8条 部局の長は、装置を設置しようとするときは、あらかじめ主任者に報告しなければならない。

- 2 主任者は、装置について設置・変更又は廃止を行なったときは、学長及び委員会に報告するとともに、和歌山労働基準監督署等への報告手続きを行う。
- 3 主任者は、定期点検の結果をとりまとめて学長に報告しなければならない。
- 4 主任者は、定期点検の結果、不都合のあったときは、その原因を究明し、必要な措置を講じなければならない。

（管理区域）

第9条 管理区域の設定及び変更は、委員会の議を経て、学長が行う。

- 2 管理区域内には、以下の者を除き、立ち入ってはならない。
 - (1) 取扱者として学長が承認した者
 - (2) 見学等のための一時立入者として使用責任者が認めた者
- 3 管理区域内では、前項各号の者は、使用責任者の指示及び注意事項に従わなければならない。

（標識の提示等）

第10条 装置又はその付近に、装置の種類及び定格出力を明記した標識を掲げなければならない。

- 2 装置には、必要な防護措置を施さなければならない。
- 3 装置を使用しているときは、被曝を抑え、みだりに人を近づけないようにしなければならない。
- 4 装置の運転中は、装置を設置している室の入口にその旨を表示しなければならない。
- 5 装置の使用に際しては、放射線業務を行う者の氏名、作業時間等必要事項を記録しなければならない。

（取扱者の登録等）

第11条 取扱者は、放射線取扱者登録・更新申請書（以下「申請書」という。）を、主任者を經由して学長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請書を提出した者（以下「申請者」という。）は、第16条第1項に定める健康診断を受け、かつ、新規登録者については第13条に定める教育訓練を受けなければならない。
 - 3 学長は、前項に定める要件を満たし、健康診断の結果により、放射線業務に従事することを適当と認めた申請者について、取扱者として承認し、取扱者名簿に登録するとともに、その旨を主任者を經由して使用責任者及び申請者に通知する。
 - 4 取扱者の登録期間は、1年とする。ただし、在職中又は在学中は登録を更新することができる。
 - 5 前項ただし書きの更新を希望する者は、登録期限の1月前までに申請書を提出しなければならない。この場合、第1項から第3項の規定を準用する。
 - 6 主任者は、次の事項について各取扱者の記録を作成し、これを永久に保存しなければならない。
 - (1) 取扱者として登録された年月日及び登録期限
 - (2) 教育及び再教育訓練の記録（年月日等）
 - (3) 業務内容
 - (4) 個人被曝量の測定・算出結果
 - (5) 健康診断の記録
 - 7 主任者は、当該取扱者からの申し出に基づき、前項の記録の写しを作成し、これを当該取扱者に交付することができる。

（取扱者の承認の取消）
- 第12条 使用責任者は、取扱者がこの規程に著しく違反し、又は装置等の取扱能力に欠けると認めるときは、放射線取扱者登録取消申請書を主任者を經由して学長に提出することができる。
- 2 学長は、前項の提出があつたときは、登録を取り消すものとする。

（教育訓練）
- 第13条 主任者は、放射線障害防止のため、申請者に対して、次の各号に掲げる教育を実施する。ただし、第11条第4項ただし書きにより、登録の更新を希望する者に対しては、第1号から第3号の教育を省略することができる。
- (1) 放射線の人体に与える影響
 - (2) 放射線の安全な取扱い
 - (3) 放射線障害防止に関する法令
 - (4) 本学放射線障害防止管理規程
 - (5) その他必要と思われる事項
- 2 申請者が他機関において放射線業務の取扱いを行なっており、十分な作業能力があるとともに、その機関での教育訓練を受けていると認められる者に対しては、前項ただし書きの規定を準用する。

（線量当量測定）
- 第14条 管理区域内においては、個人線量計を電離則に定める位置に装着しなければならない。
- 2 定格加速電圧が100キロボルト未満の電子顕微鏡を操作する場合においても、できる

放射線障害防止管理規程

限り放射線測定用具の装着に努める。

3 主任者は、各取扱者の個人線量計を、男子においては最長3ヶ月ごと、女子においては最長1ヶ月ごとに検査し、被曝線量を各取扱者毎に記録するとともに、3ヶ月、1年間の総被曝量を集計し、各取扱者に通知しなければならない。

4 主任者は、被曝量が規定量を超えた取扱者に対し、作業の中止や医師の診断など、必要な措置を指示しなければならない。

(事故に関する測定及び記録)

第15条 主任者は、事故等により大量に被曝があつたときは、直ちに学長に連絡するとともに、次の事項について調査を行なわなければならない。

- (1) 事故の発生した日時及び場所
- (2) 事故の原因及び状況
- (3) 放射線による障害の発生状況
- (4) 応急の措置の内容
- (5) 受けた実効線量
- (6) 目の水晶体及び皮膚に受けた等価線量

(健康管理)

第16条 主任者は、労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）及び電離則に定める健康診断を取扱者に受診させなければならない。

2 主任者は、必要に応じて取扱者に健康診断の受診を指示することができる。

3 主任者は、第1項に定める健康診断及び事故時の健康診断の結果を取りまとめ、記録を永久に保存する。また、各取扱者の診断結果を、各人に通知する。

(実施細則)

第17条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日一部改正）

この改正規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月27日一部改正）

この改正規程は、平成13年4月27日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第116号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月27日一部改正：法人和歌山大学規程第432号）

この改正規程は、平成17年5月27日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1038号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1501号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1920号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2451号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

